

## 意見聴取の法令根拠

### ①地域型保育事業の認可に関する意見聴取

#### 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第 34 条の 15 略

2 略

3 略

4 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### ②特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取

#### 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

第三十一条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### ③特定地域型保育の利用定員に関する意見聴取

#### 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

第四十三条 略

2 略

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。